

市民体育館使用料 現行改正対照表

(1) 専用使用の場合

<現行>

(単位:円)

施設の名称等		使用時間			
		午前	午後	夜間	全日
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
第1体育室	全面	7,200	10,800	15,000	30,000
	片面	3,600	5,400	7,500	15,000
第2体育室(北千里・山田・目俵)		3,600	5,400	7,500	15,000
第2体育室(片山・南吹田)		1,500	2,100	3,000	6,000
第3体育室		1,500	2,100	3,000	6,000
第4体育室		1,500	2,100	3,000	6,000
第5体育室		1,500	2,100	3,000	6,000
多目的ホール(目俵)		1,800	2,500	3,600	7,500



<改定後>

(単位:円)

施設の名称		金額		
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで
		第1体育室	全面	5,900
片面	2,900		4,400	6,200
第2体育室(北千里・山田・目俵)		2,900	4,400	6,200
その他の体育室		1,200	1,700	2,400
多目的ホール(目俵)		1,400	2,000	2,900

(2) 個人使用の場合

<現行>

(単位:円)

使用者	午前	午後		夜間
	午前9時から正午まで	午後1時から午後3時まで	午後3時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで
小学生・中学生	140	70	70	140
一般	300	150	150	300



<改定後>

(単位:円)

使用者	午前9時から正午まで	午後1時から午後3時まで	午後3時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで
	小学生・中学生	150	100	100
一般	300	200	200	300
トレーニング室	1時間につき 100			

*トレーニング室の使用は、トレーニング室使用登録証が必要です。